

西脇市都市計画審議会の会議の記録

審議会等の名称	平成 26 年度第 2 回西脇市都市計画審議会
開催日時	平成 26 年 9 月 1 日 (月) 午後 2 時 00 分～ 3 時 40 分
開催場所	西脇市役所 2 階 特別会議室
出席委員の氏名又は人数	吉本 剛典 寺北 建樹 生田 忠之 村井 公平 齋藤 太紀雄 石田 史郎 高瀬 洋 村上 和幸 岡崎 義樹 竹内 泰彦 林 晴信 内橋 昌子
欠席委員の氏名又は人数	無
出席職員の職・氏名又は人数	(幹事) 技監 鶴崎 尚夫 建設経済部長 飛田 和平 (事務局) 都市住宅課長 嶋本 隆男 都市住宅課課長補佐 西村 幸浩 都市住宅課主査 芦田 雅幸 都市住宅課 泉 佳甫 (関係課職員) 上下水道部長 井上 悦雄 工務課長 田中 浩敬 工務課主査 伊藤 和英 商工観光課長 戸田 雅人
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	2 人
議題又は協議事項	1 開会 2 市長あいさつ 3 会長あいさつ 4 協議事項 (1) 西脇市都市計画審議会議事運営規則の一部改正について (2) 西脇市都市計画審議会傍聴要綱の制定に

	<p>ついて</p> <p>5 審議事項</p> <p>(1) 付議第1号 東播都市計画地区計画の決定（平野東工場公園地区地区計画の決定）について</p> <p>(2) 付議第2号 東播都市計画下水道の変更（西脇市公共下水道の変更）について</p> <p>6 報告事項</p> <p>(1) 特別指定区域指定に係る取組について</p> <p>(2) その他</p> <p>7 その他</p> <p>8 閉会</p>
会議の記録（概要）	
発言者	
事務局	1 開会
市長	2 市長あいさつ
会長	3 会長あいさつ
事務局	<p>○ 会議成立報告</p> <p>事務局より、委員数12名中、本日の出席委員数12名により、本日の会議成立する旨を報告</p>
議長	<p>○ 議事録署名人選出</p> <p>議長より、岡崎委員、竹内委員の2名を本日の議事録署名人に指名</p>
事務局	<p>4 協議事項</p> <p>(1) 西脇市都市計画審議会議事運営規則の一部改正について</p> <p>・資料-1に基づき、西脇市都市計画審議会議事運営規則の一部改正に係る修正内容について説明</p>
議長	<p>・説明のあった修正内容について、委員の意見等を求める。</p>

委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これで十分だと思う。</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他にご意見等はないので、確認いただいた内容で運営をしていく。</li> <li>・本日は、前回からの修正内容の確認であるので、平成26年6月30日（第1回開催日）付けで改正とする。</li> </ul> <p>(2) 西脇市都市計画審議会傍聴要綱の制定について</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料-2に基づき、西脇市都市計画審議会傍聴要綱の修正案について説明</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明のあった修正案について、委員の意見を求める。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市の審議会等でも、このような内容で決められているので、これで運用してみて、何か問題があれば、その都度、考えていけばいいのではないかと思う。</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他にご意見等はないので、確認いただいた修正案通りで賛成の委員の挙手を求める。</li> </ul> <p>(全委員の挙手により、修正案どおり可決された。)</p> <p>○ 会議の公開・非公開確認  運営規則第6条第2項の規定により、同条第1項への該当の有無について協議し、非公開内容は無いことが審議会において確認され、本日の会議は公開することが最終決定された。</p> <p>○ 傍聴定員の決定  本日の傍聴希望者は2名であり、傍聴要綱第2項に定める定員以下のため、2名全員の入室が許可された。</p> <p>○ 付議  片山市長が2案件に係る付議書を読み上げ、齊</p>

	<p>藤会長へ手渡され、会長は受領された。 その後、市長退席。</p>
	<p><b>5 審議事項</b></p> <p>(1) 付議第1号 東播都市計画地区計画の決定（平野東工場公園地区地区計画の決定）について</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料-3に基づき、事務局より内容説明</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>説明のあった内容について、委員の意見等を求める。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>先ほどの説明で、縦覧者の説明があったが、縦覧者とは、どのようなことをすると縦覧したということになるのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦覧場所である市役所内事務室にお越しいただき、縦覧者名簿に記明の上、その縦覧図書を見ていただくことになる。また、意見があれば、意見書を提出していただくこともできる。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見を出される方というのは、縦覧したということが前提となるのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的には、そうである。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の審議後、決定ということになれば、決定したことは広報に載せるのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>法的な手続きとして、掲示場に掲示し、告示させていただくため、広報に載せるということはしていない。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画書の中の、理由書と地区計画の目標の中にも書いてあるが、何もわからない者が読むとなったときにわかるような書き方をしていただきたい。</li> <li>『西脇市の経済活性化と雇用の確保のために既存ストックを活用』とあるが、『ストック』を辞書で調べると財産と書いてある。財産とは具体的にどうい</li> </ul>

事務局	<p>うものを指すのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• また、『インフラを活用』というのもよくわからないが、ここにあるものを活用してということではないのか。</li> <li>• わかりにくいのが、同じ言葉が沢山出てくるので、わかりやすい言葉で説明していただけたらありがたい。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>• こういった表現が通例になっており、分かりにくい文言になっていることについては申し訳ない。</li> <li>• 「既存ストック」、「今ある財産」というのは、現存する公園や建物も含め、今あるものを有効に活用したいということと理解願いたい。</li> <li>• 「インフラ」とは、道路、公園、調整池、緑地等のことで、これらを守ることによって、そのインフラを活用し、今ある施設を活用していくということと理解願いたい。</li> <li>• 今回の地区は、新しい開発ではなく、今あるものを有効に活用し、企業誘致し、地域活性化につなげたいと考えている。</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>• もし利用できない場合は、今ある建物を潰して、つくるということも起こり得る。今はどこがどのように、ここに進出してくるかは決まっていないので、いずれにしても、この土地は、現在半導体工場としてしか利用できないということになっている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>• それも法律等で決まっているのか。</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>• そうである。この計画は、半導体工場以外の産業にも利用してもらおうということで、このことを審議している。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自動車修理工場や、産業廃棄物処理工場を除いて、半導体以外の工場も建てられるようにしているということか。</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>• その通りである。非常にわかりにくい言葉も多くな</li> </ul>

委員	<p>っているがそうである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物の高さの説明があったが、26mにしているのは何かで決まっているのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さの制限については、地区計画で定めることができることになっているので、特にこの地区で何メートルというのは決まっていない。</li> <li>・ ただし、今建っている建物の高さに合わせており、現状までは大丈夫という制限にさせていただいている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ制限までする必要はあるのか。例えば、太陽光設備をつくるとなると無理か。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ制限に関しては、県の指導もある。もう少し低い制限であったと思うが、今回は、既存の建物があるので、それまでは可としているものであり、県とも協議した上で26mまでとしている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例えば、高さ 30m 必要だという企業が来た場合に、これを改正する必要があると思う。もう少し余裕を持ってはどうか。例えば、30m にしてはどうか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ制限については、県との協議の中で決めさせてもらった。改正が必要ということになれば、もう一度協議させていただくということになる。</li> <li>・ 現在の方針では、現在の建物を有効に活用したいという思いがあるので、このように決定させていただいている。</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例えば、建物を解体して新しく建て直すとか、屋上に何かをしたいという場合に高くなる可能性があるということか。そして、その時には、もう一度協議をしなければならないということか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そうである。県も指針を持っているので、それに基づき協議していくこととなる。</li> </ul>

委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>先ほど、告示するという話があったが、広く広報し、引き合いを募っていくということもいいのではと思う。企業誘致というのは重要な案件であるから、その方向性について聞きたい。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、土地等をタワージャズジャパンが持っているので、市が直接的に行動することはできないが、タワージャズジャパンからこういう物件があるという紹介はしてほしいと聞いている。</li> <li>上比延工場公園の分譲に関して、パンフレットを作成しており、ゼネコンやひょうご・神戸投資サポートセンターへ配布している。その活動とあわせ、西脇市に関心のある企業に、タワージャズジャパンという物件があるのでぜひ紹介してほしいという営業活動をしている。</li> <li>今後のPRについて、市の持ち物ではないことからパンフレットを作るというのは、難しいところである。しかし、タワージャズジャパンからいただいている資料を、ゼネコンやひょうご・神戸投資サポートセンターに、配布している。了解がいただけるのであれば、市のHP等での紹介を今後検討していく可能性が大いにあると考えている。</li> <li>今後、西脇市の工場用地として、都市計画決定を受けた後、工場が進出できる土地があるという紹介を、様々なチャンネルを使いながらPRしていきたいと考えている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>よくわかった。</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>タワージャズジャパンがダメと言うと売れないということもあり、色々難しいところもあるようである。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ制限について、建物本体に後から追加的につけるもの、例えば看板、太陽光発電パネル、アンテナなど、そういうものも高さに加えるのか。</li> </ul>

事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的に看板、太陽光発電パネルは建築物ではないので、規制にかからないが、アンテナについては、高さによって工作物になるものがある。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが変更できる、という意見の中で、県で高さが決められるということであるが、その高さは何メートルと決まっているのか。</li> <li>・決まっていれば、これ以上高くできないと思うが、今の話で、本当に高さを上積みできるのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以前は市街化調整区域の地区計画は、県の指針があり、それ以下でなければダメという指導をされていた。しかし、今は指導が緩和されてきており、そういった関係で現状に合わせ最大限の26mになった。このようなこともあるので、正当な理由があれば、協議していけると思う。</li> <li>・ただし、26mはあの場所ではかなり高いということもあり、慎重に検討していかなければならないと考えている。絶対にできないということではない。</li> <li>・県の制限については緩くなっており、今回も26mが可能だった。もし、より高いもので、よりいいものができるという説明ができるのであれば、変更可能であると考えている。</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他にご意見等はないので、付議された当案件について、当審議会として採決を行う。</li> <li>・確認いただいた平野東工場公園地区地区計画の決定について、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。</li> </ul> <p style="text-align: center;">（全委員の挙手により、原案どおり可決された。）</p> <p style="text-align: center;"><b>(2) 付議第2号 東播都市計画下水道の変更（西脇市公共下水道の変更）について</b></p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料-4に基づき、事務局より内容説明</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明のあった内容について、委員の意見等を求める。</li> </ul>



委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の予定で、芳田地区は区域に入っていないが、芳田地区もこの前の雨で凄かった。そういうのは対象外なのか。大きな川ができ、水位はあまり上がらなくなったが。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道事業で行う区域であり、芳田地区については、八坂町までが公共下水道の区域である。その他は、農業集落排水という事業となる。</li> <li>・質問に対する回答ですが、工務課で行っている雨水対策は、八坂町までである。その他の芳田地区については、浸水対策事業としては行っていない。逆に言うと、水田が多く、また河川改修もある程度されているので、浸水被害が少ないと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芳田地区は農業集落排水の関係でそのような雨水対策をしているのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業集落排水に関しては、雨水対策というものはなかったと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道工事をされた時、水が流れる管（下水道管）がすごく狭いと感じた。だから、道端に水が溢れるのだと思うが、どう思われるか。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今、集落排水（汚水）のことをおっしゃっているから、話がごっちゃになっておられる。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今は雨水のことになりますので、また上下水道審議会で聞いていただければと思う。</li> <li>・今回の都市計画審議会では、芳田地区は区域が違いますので誠に申し訳ありません。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この前の大水で、西脇が 15 件つかったと聞いている。それは床下か。どのエリアか。雨水なのか、川の水が溢れたのかはかわらないが。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今すぐに全てをお答えできないが、この間の雨の状</li> </ul>

委員	<p>況としては、野村観測所で1時間に最大75mmの雨が降っている。15件については、東本町、和田町、西田町といったところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（写真にて降雨時の状況を紹介）</li> <li>市街化区域では、東本町あたりで床下浸水があったと聞いている。ここについては、整備済みではあるが、75mm/hという想定以上、また、計画以上の雨が合ったため浸水したというものである。</li> <li>・計画以上ということは、最大いくらまで計画されていたのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画は1時間の最大降雨が50mmである。50mm/hが1時間ずっと降り続いても大丈夫なように市街化区域では整備を進めている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も50mm/hという設定で整備を進めるのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、そのように考えている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、雨水対策工事を国の補助等を得ながら進めていくうえで、排水区指定をしていないと補助金を取りにくいから、このような決定をしているという理解でよいか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのとおりである。</li> <li>・まず都市計画決定し、それから、事業認可区域というものを設定すると、国の交付金事業の対象になる。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西脇区は、災害時に総合市民センターが最終的な避難所になっている。しかし、この前、浸水した。その件は把握しているか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・把握している。その件については、建物構造に問題があるのではと思うが、担当課と調整したいと考えている。</li> </ul>

委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災対策課とも相談してもらわないといけないが、避難所なので。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンドからの水ですね。それから東からも入ってきたと聞いている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柵があるが、そこから溢れたものが、一気に総合市民センターの方に流れてきた。土嚢では間に合わなかった。何か対策を講じないと、避難所に行って災害に遭ったでは、笑い話にもならない。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当課と調査し、改善に努めたいと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前からずっと 50mm/h という基準でいっているわけだが、最近これだけよく降ってくると、すぐには見直せないと思うが、そのあたりの考え方はどうなっているか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大変難しい質問ですが、50mm/h というのは、時間降雨と言いながら、2時間の雨の降り方を計画する中で、1時間のところでピークとなる5分ごとの雨の波形を考えている。5分間の量を時間降雨で換算すると 140mm/h くらいの強い雨が降ることになる。0から始まって山形の雨を想定しており、それを2時間でフラット化すれば、1時間で 50mm という想定になる。</li> <li>・今は 50mm/h でいいと考えている。あとは、ためる、そなえるなど事前対策等で、総合的に雨水対策を行っていくことで、50mm/h の整備をしておれば、被害を最小限に軽減できると考えている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先日の雨については、現在の水路では捌けていないわけですね。和田町でも床下浸水をしている。和田谷川はポンプ稼働水位まで上がっていないのに、浸水してしまった。和田町だけでなく、他でもそういったことが多かったようである。それを受け、全体的な形で見ると必要があると感じている。今溢れているところだけを改修しても、前後の問題もあろう</li> </ul>

	<p>かと思うので、今後の課題かと感じている。50mm/hでいいということであれば、そのような形になると思うが。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今おっしゃった和田についても、上からの流域を見て、低いところに集まる水を少なくすることにより、浸水対策を図るということを上流部では考えている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東播都市計画下水道の区域の中で、各自治体は50mm/hなのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣では、50mm/hまたは50mm/h未満である。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それ以上大きいところはないのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それ以上はない。今、見直しを行っているところもあると聞いている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今、最小限の被害とおっしゃっているが、市民はゼロを目指してほしいと思っている。担当者は最小限で、5件10件は浸かるだろうと。市民との差をどのように考えるかは常に残るところですね。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川に近いものとしては。山の上に住んでいる人は関係ないが。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私共もゼロを目指している。ただ、ゼロを目指すには、まず効果の大きい対策を実施して守る。これを順次していけば、残り1%程度が最後の方に残ってくるということになる。目指すところは100%であるが、まずは、被害を最小限に食い止めることを目標に、早急にやっていくことを考えている。</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50mm/hという数値についてどう思われますか。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロを目指すとおっしゃっておられることは正しいと思う。</li> </ul>

議長

- ・雨量強度、時間雨量 50mm というのは非常に強い雨ですよね。それを 2 時間間隔でとられていると。私は 50mm/h というのは現実的な数値だと思う。ところが、先ほどお話があったように、今日の天候が私たちが子供の頃とは違ってきていますよね。西脇市でも、あるところでは強く降って、あるところでは降っていないなど、対策が難しくなっている。今回のお話は、市街化区域だけではなく、その外側にも広げて、雨水を処理しようというもので、こういう方向で今後も順次進めていただくのが一番いいと思う。
- ・もともと西脇の市街地が形成されているところは加古川の大きな流れがあり、杉原川、そして野間川が入ってきて、水を集めているところであるから、西脇の市街地は人間が住み始めるずっと前から水を集めており、人間が住むことによって、汚水、雨水という下水整備が望まれているわけで、やはりこの方向でずっと進めていただくのが一番いいと思う。
- ・今日、板波という話が出たが、川に興味のある人間にとっては、加古川というと板波である。加古川の流量基準点があり、板波という加古川のこのあたりという感じで、加古川にとって非常に象徴的な地名である。今回、そこがしっかりカバーされたというのが非常に良かったと思う。
- ・よって、このように区域拡大を引き続き進めていていただいで、最終的にはゼロを目指すというのがいいと思う。
- ・他にご意見等はないので、付議された当案件について、当審議会として採決を行う。
- ・確認いただいた西脇市公共下水道の変更について、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(全委員の挙手により、原案どおり可決された。)

事務局	<p><b>6 報告事項</b></p> <p>(1) 特別指定区域指定に係る取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パワーポイント等により、事務局より内容説明</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明のあった内容について、委員の意見を求める。</li> </ul> <p>(特に意見なし)</p>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局においては、この制度を有効に活用できるよう、ご尽力いただきたい。</li> </ul>
事務局	<p>(2) その他</p> <p>第7回区域区分（線引き）見直しに係る市素案 閲覧結果を報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧者2名、意見書の提出なし</li> </ul>
	<p><b>7 その他</b></p> <p>特になし</p>
建設経済部長	<p><b>8 閉会</b></p> <p>建設経済部長より閉会のあいさつ</p>